

共済ながさき

平成 25 年 10 月発行
第 159 号



長崎くんち 鯨の潮吹き (万屋町)

もくじ

長崎県自治会館の建て替えについて.....	2
退職準備セミナー開催のお知らせ.....	3
退職共済年金の繰上げ請求の有無による年金額を比較してみました!!	4
よくわかる健康講座.....	6
お口の健康アドバイス.....	8
保健課からのお知らせ.....	11
育児休業手当金の延長請求について.....	11
医療機関等へ受診の際は、組合員証または組合員被扶養者証を必ず提示してください.....	11
インフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います.....	12
お口のチェックを実施しています～積極的に受診し、お口の健康づくりに取り組みましょう～.....	12
ドック、特定健康診査を受診し、健康状態を確認しましょう.....	13
健康づくり講座を開催します.....	13
貸付事業のお知らせ.....	14
貯金事業のお知らせ.....	15
遺族附加年金事業のお知らせ.....	15
被扶養者再認定調査へのご協力ありがとうございました!	16

長崎県自治会館の建て替えについて

平成24年10月発行の共済ながさき第155号にてお知らせしていました自治会館の建て替えについては、その後、工事施工業者等が以下のとおり決定し、平成26年8月の完成を目指して解体・改築工事が始まります。

また、共済組合事務局は、長崎西彼農協興善町ビル4階（長崎市興善町6番7号）に移転しています。

なお、工事期間中は、自治会館の駐車場は使用できません。

実施設計・工事管理業務委託業者：株式会社溝上建築設計事務所
自治会館解体・改築工事業者：松尾建設株式会社長崎支店
工事期間：平成25年10月10日から平成26年8月29日まで
建 物：地上2階、地下1階

市町村・都市職員共済組合「旅と宿」

宿 泊 施 設 一 覧

市町村・都市職員共済組合が運営している宿泊施設は相互に利用することができます。

また、お得なプランを用意している宿泊施設もございます。

この機会に、是非ご利用ください。

※お申し込み・お問合せは各施設まで直接ご連絡ください。

「旅と宿」ホームページにて、
各宿泊施設の詳細情報を
ご覧いただけます。

旅と宿

検索

<http://www.ctv-yado.jp/>



退職準備セミナー開催のお知らせ

前号でお知らせしておりましたが、10月初旬から地区別に退職準備セミナーを順次開催しています。

このセミナーでは、平成25年度末に定年退職予定等の組合員を対象に、年金制度、年金請求手続き、退職後の医療保険制度等の説明会及び個人相談会を行っています。

開催日程については次のとおりですので、対象者の皆様のご参加をお待ちしています。

また、勤務等の都合により、対象となる開催日に参加できない場合は、別の開催日に参加することも可能ですので、その場合は所属所の共済組合事務担当者にご連絡願います。

開 催 日	対象所属所（開催場所）	開 催 時 間
10月10日（木）	新上五島町（新上五島町役場）	13時～16時30分
10月11日（金）	長崎市、長与町、時津町、 地方独立行政法人長崎市立病院機構、 長崎県市町村総合事務組合（勤労福祉会館）	13時30分～17時
10月15日（火）	西海市（西海市役所）	13時30分～17時
10月16日（水）	松浦市（松浦市生涯学習センター きらきら21）	13時30分～17時
10月17日（木）	壱岐市（壱岐文化ホール）	13時～16時30分
10月18日（金）	対馬市（豊玉町文化会館）	13時30分～17時
10月21日（月）	東彼杵町、川棚町、波佐見町、 東彼地区保健福祉組合（川棚町役場）	13時30分～17時
10月22日（火）	南島原市（南島原市役所）	13時30分～17時
10月23日（水）	長崎市、長与町、時津町、 地方独立行政法人長崎市立病院機構、 長崎県市町村総合事務組合（勤労福祉会館）	13時30分～17時
10月24日（木）	島原市、島原地域広域市町村圏組合（島原市役所）	13時30分～17時
10月25日（金）	雲仙市、南高北部環境衛生組合、 雲仙・南島原保健組合（吾妻町ふるさと会館）	13時30分～17時
10月28日（月）	五島市（五島市役所）	13時～16時30分
10月29日（火）	佐世保市、小値賀町、佐々町、 北松南部清掃一部事務組合 （佐世保市中央保健福祉センター すこやかプラザ）	13時30分～17時
10月30日（水）	諫早市、県央地域広域市町村圏組合、 県央県南広域環境組合（諫早市立図書館）	13時30分～17時
11月 1日（金）	大村市（大村市役所）	13時30分～17時
11月 5日（火）	平戸市、北松北部環境組合（平戸市役所）	13時30分～17時

退職共済年金の繰上げ請求の有無 による年金額を比較してみました!!

共済ながさき第157号（平成25年4月号）で「平成25年4月からの退職共済年金の繰り上げ請求」についての記事を掲載しておりましたが、今号では、「繰上げ請求をしなかったとき」と「繰上げ請求をしたとき」の生涯の年金受給額を比較してみますので、繰上げ請求を検討される際の参考にしてください。

なお、どちらが得かどうかと考えがちですが、目先の損得勘定だけではなく、ご自身のライフプラン（退職後の収入、再就職の有無、健康状態等）を考慮して選択することが大切です。

【例】61歳から退職共済年金が支給開始となる一般組合員

- ☐ 昭和29年3月6日生まれ
- ☐ 組合員期間42年（うち国民年金加入期間40年）
- ☐ 平成26年3月31日定年退職（退職時60歳）



1 繰上げ請求をしなかったとき（61歳から年金を受給したとき）

61歳～64歳の年金額 1,700,000円／年					65歳以降の年金額 2,478,500円／年					
60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	特例による退職共済年金 1,700,000円					退職共済年金 1,700,000円				
						(国民年金) 老齢基礎年金 778,500円 ※平成25年10月からの額				

2 繰上げ請求をしたとき （平成26年3月に退職共済年金と老齢基礎年金の繰上げ請求を行ったとき）

60歳以降の年金額 2,143,000円／年										
60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
繰上げ支給の退職共済年金 1,598,000円 ※1										
繰上げ支給の（国民年金）老齢基礎年金 545,000円 ※2										

※1 退職共済年金を1年（61歳→60歳）繰り上げるため、減額率は6%（0.5%×12月）になります。
1,700,000円×94%=1,598,000円

※2 老齢基礎年金を5年（65歳→60歳）繰り上げるため、減額率は30%（0.5%×60月）になります。
778,500円×70%≒545,000円

* 繰上げ請求は60歳から65歳までの間にいつでも行うことができます。

なお、年金の支給開始年齢（例では61歳）から65歳までの間に繰上げ請求を希望するときは、老齢基礎年金のみの繰上げ請求が可能です。

繰上げ請求をしなかったときと繰上げ請求をしたときの年金の総受給額の比較

(単位：円)

	1 繰上げ請求をしなかったとき			2 繰上げ請求をしたとき			差 額
	退職共済年金	老齢基礎年金	総受給額	退職共済年金	老齢基礎年金	総受給額	(2 - 1)
60歳	0	0	0	1,598,000	545,000	2,143,000	2,143,000
61歳	1,700,000	0	1,700,000	1,598,000	545,000	4,286,000	2,586,000
62歳	1,700,000	0	3,400,000	1,598,000	545,000	6,429,000	3,029,000
63歳	1,700,000	0	5,100,000	1,598,000	545,000	8,572,000	3,472,000
64歳	1,700,000	0	6,800,000	1,598,000	545,000	10,715,000	3,915,000
65歳	1,700,000	778,500	9,278,500	1,598,000	545,000	12,858,000	3,579,500
66歳	1,700,000	778,500	11,757,000	1,598,000	545,000	15,001,000	3,244,000
67歳	1,700,000	778,500	14,235,500	1,598,000	545,000	17,144,000	2,908,500
68歳	1,700,000	778,500	16,714,000	1,598,000	545,000	19,287,000	2,573,000
69歳	1,700,000	778,500	19,192,500	1,598,000	545,000	21,430,000	2,237,500
70歳	1,700,000	778,500	21,671,000	1,598,000	545,000	23,573,000	1,902,000
71歳	1,700,000	778,500	24,149,500	1,598,000	545,000	25,716,000	1,566,500
72歳	1,700,000	778,500	26,628,000	1,598,000	545,000	27,859,000	1,231,000
73歳	1,700,000	778,500	29,106,500	1,598,000	545,000	30,002,000	895,500
74歳	1,700,000	778,500	31,585,000	1,598,000	545,000	32,145,000	560,000
75歳	1,700,000	778,500	34,063,500	1,598,000	545,000	34,288,000	224,500
76歳	1,700,000	778,500	36,542,000	1,598,000	545,000	36,431,000	- 111,000
77歳	1,700,000	778,500	39,020,500	1,598,000	545,000	38,574,000	- 446,500
78歳	1,700,000	778,500	41,499,000	1,598,000	545,000	40,717,000	- 782,000
79歳	1,700,000	778,500	43,977,500	1,598,000	545,000	42,860,000	- 1,117,500
80歳	1,700,000	778,500	46,456,000	1,598,000	545,000	45,003,000	- 1,453,000

※ 表中□の欄については、2 繰上げ請求をしたときより 1 繰上げ請求をしなかったときの年金の総受給額が多くなる年齢です。

※ 年金額は、賃金・物価及び政策等により変動します。

繰上げ請求を行う際にはご注意ください

- ☐ 一度繰上げ請求をすると取り消しできません。
- ☐ 請求後は、事後重症による障害共済（基礎）年金や寡婦年金は受けられません。
- ☐ 請求後は、退職共済年金の障害者・長期加入者による特例措置は受けられません。
- ☐ 遺族共済（厚生）年金を受給している方が、繰上げ請求を行っても、遺族共済（厚生）年金を受給した方が有利なときは、併給調整により退職共済年金と老齢基礎年金は65歳になるまで支給停止となります。
- ☐ 公務員として在職中に退職共済年金の繰上げ請求を行うと、退職共済年金は原則支給停止となります。（老齢基礎年金は在職中でも支給されます。）

よくわかる健康講座

すてきに歳を重ねましょう

大腸内視鏡検査を受けましょう

長崎県諫早市多良見町化屋 986-2
TEL 0957-27-2127 (直通)
日本赤十字社 長崎原爆諫早病院
内科 医師 村岡 徹

日本人の死亡原因の第1位はがんです。大腸がんは食生活の欧米化などのせいか以前より増加し、男性では肺癌、胃癌に次いで第3位、女性では第1位の死亡者数を示しています。

大腸がんは大きなポリープの中から出来てくるものが多いと考えられますが、正常粘膜からそのまま出来てくるものもあることがわかっています。(図1)

大腸がんの治療はがんの進行具合により変わってきます。ポリープはほとんどは内視鏡的に切除してしまえます。がんであっても早期であれば内視鏡的な切除で完治できる場合もありますし、開腹手術が必要になる場合もあります。進行してくるとリンパ節やほかの臓器に転移が出てくることになり、抗癌剤での治療などが行われます。抗癌剤の治療も進歩してきていますが完治が期待できるものではありません。やはり早期発見、早期治療が重要ということになります。

大腸がんは進行してくると血便や腹痛、便秘異常などの症状が出てきますが、そのような症状が出てくるのは通常はかなり進行した状態になってからと考えられます。早い段階で発見するには症状が出てくる前に検査を行う必要があるということです。

現在、大腸癌検診として便潜血反応検査が行われています。これは有効な検査ではありますが、便潜血反応が陰性だとしても大腸がんが無いと言い切ることはできません。進行癌であっても10%程度は便潜血反応が陰性とする場合(偽陰性といいます)があります。早期癌においては50%程度偽陰性があると考えられています。早期癌があっても便潜血反応は陰性とすることも多いのです。早期癌を見つけるには便潜血反応だけでは不十分と考えられます。

大腸の精密検査としてはバリウムを使った注腸レントゲン検査、内視鏡検査などがあります。現在広く行われているのは内視鏡検査です。大腸がんの頻度としては40歳台からが多くなってきますので40歳位で一度は内視鏡検査を受けるのをお勧めします。(図2)

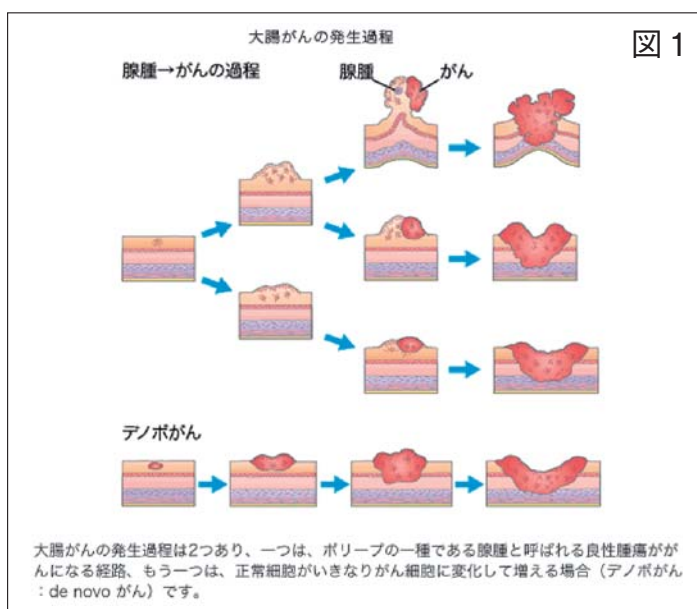
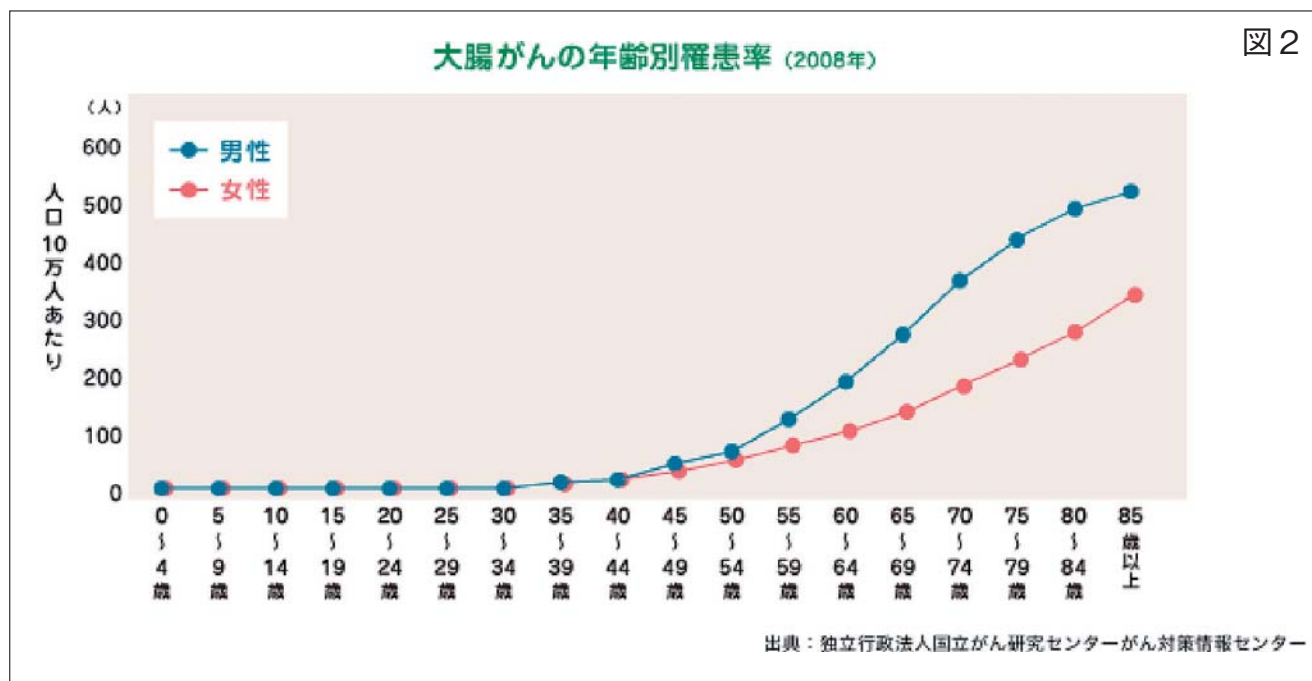


図 2



内視鏡検査の実際

大腸の内視鏡検査は肛門から直径12mm程度の内視鏡を肛門から入れ、直腸、S状結腸、下行結腸、横行結腸、上行結腸、盲腸、回腸末端まで進めていきます。内視鏡を入れている時間は通常20～30分程度ですが、内視鏡の入りやすさは個人差がありもっと時間がかかる場合もあります。便が大腸内にあると検査ができませんので、内視鏡を行う前には前処置を行います。前日に消化しやすい食事を食べてもらい、夜、下剤を飲みます。当日は朝から経口腸管洗浄剤を1800ml程度飲んでもらいます。何度も下痢が出て、固形の便が無くなり出てくる液が透明になれば検査開始できますが、通常検査開始は午後からになります。検査中はおなかの痛みや張った感じがあります。痛みには個人差があり人によっては痛みのため最後まで内視鏡を入れられない場合もありますし、ほとんど痛くない場合もあります。合併症としては出血や穿孔（大腸に穴が開く）があり得ますが、頻度は0.04%程度です。ポリープを切除した場合は穿孔が0.3%程度、出血が1.4%程度です。合併症は翌日までに出る場合がありますが、ポリープ切除した場合は最大2週間程度は合併症が出る可能性は考えられます。その間飲酒や遠出、出張などは控えるようにしましょう。

内視鏡中、ポリープが見つかった場合その場で切除することができます。ポリープの大きさや施設によりますが、通常ポリープを切除した場合は経過観察のため一泊入院が必要になります。合併症が認められた場合は入院期間が長くなる場合があります。

大腸がんは早期に見つけるほど負担の少ない治療で根治が期待できます。また、多くの大腸癌は大きなポリープから出来てくると考えられますので、まずは一度内視鏡検査でポリープが無いか確認し、大きなポリープがあった場合切除されることをお勧めします。

お口の健康アドバイス



医療情報委員会 委員
出口 繁 先生

生活習慣病の予防には、お口の健康づくりが大切です。そこで、長崎県歯科医師会のご協力により「お口の健康アドバイス」と題し、口腔衛生について掲載します。

先生から一言

長崎県歯科医師会医療情報委員会、委員の出口繁です。歯みがきだけではない「お口の健康」の話を「よ〜く噛み砕いて」お伝えします。

〜歯は Priceless。歯を守ることから全身の健康を考える〜

私たちにとって大切な「歯」とは

昨年の7月に、長崎で恐竜の化石が発掘されたニュースが報じられましたが、みなさんご記憶にありますでしょうか。約8400万年前の白亜紀後期の地層から、肉食恐竜の「歯の化石」が見つかったそうです。かつて長崎が恐竜の宝庫だったというのはとてもロマンにあふれる話ですね。そもそも、恐竜の存在が最初に明らかになったのは、1822年にイギリスでマンテル夫人が発見したイグアノドン化石ですが、このとき発見されたのも「歯」だったのです。

歯に穴があいてしまう「むし歯」。8400万年の時を経てもなお残る体の一部に容易に穴があくのでしょうか？ 体の中で最も硬い組織である歯は、とても丈夫です。私たち歯科医師が治療する際にはダイヤモンドで削るくらいですから、歯が酸で溶かされてしまう現象は、実はとても大変なことがお口の中で起こっていると言えます。しかし、「悪条件」が重ならないようにすればむし歯が予防できることは既に確立されており、食事の取り方や適切なブラッシング、フッ化物の応用などの取り組みがなされているのは周知の通りです。

命に関わる「歯」。その現状とは

ところが、現在80歳の方の歯の数は12本と、本来あるはずの歯の半分以下です（親知らずを除いた永久歯の数は28本）。動物であれば、歯がなくなることが、命に関わることは想像できるでしょう。歯は、「食べる」ことがその目的の1つです。歯がなくなっても、入れ

歯があるとか、噛まなくても食べられる食事があるということで、1本の歯の大切さがおろそかになっていないでしょうか？

この現状をふまえ、日本歯科医師会では厚生労働省とともに80歳で20本の歯を残そうという8020（ハチマルニイマル）運動を推進しています。20本歯があれば、酢だこが食べられる、すなわちほとんどの食材を食べられるという研究に基づいています。しかし、目標達成者は28.9%にとどまっているのが現状です。7割の方は何らかの不都合を抱えていらっしゃるようになります。

歯がなくなったら入れ歯にすればいいや、と言うことで本当に大丈夫？

「歯のふしぎ博物館」館長の岡崎好秀先生は、お口の健康に関する大変わかりやすい著書が多数ある先生で、本稿でも多数その中からヒントをいただいています。その中の1冊「カムカム大百科」の中で、子どもたちがお年寄りから歯の大切さについて話を聞いています。それによると、60歳以上の方が歯について困っていることの約8割は「入れ歯の問題」で、するめ、肉、マメ、せんべい、リンゴなど、「好きだけど食べられない」ものがあるようです。また、味がわからないのでおいしくないという意見もあります。「今から大切にしないと年をとってから困るよ」という声をよく聞きますが、このことは、後戻りできない現実を如実に表しており、この先人の意見に耳を傾ける必要があります。

また子どもたちは、ご自身の歯に値段をつけるとしたらどのくらいかも聞いていますが、歯がなくなって、ごはんが食べられなかったり、うまく喋ることもできなくなると考えると1000万円や10億円、値段はつけられないといった意見が寄せられているようで、まさに歯を失ったことの不自由さに対する後悔の念がうかがえます。最近インプラントなど、入れ歯の欠点を解消する手立てもありますが、かなりの費用がかかり、歯を失っていないければ、必要のなかった支出とも言えるでしょう。まさに「Priceless」の価値がある歯を、失う前にしっかり守っていくこと、すなわち予防が大変重要であることがおわかりいただけることと思います。

歯を守るのは食事をするため？

口は食事、発音など様々な機能があります。特に食事をすることは人間にとって見た目、におい、歯ざわり、舌ざわりの全てを動員して味を楽しみ、さらに楽しく語らいながら、「おいしく楽しく食べる」という部分で動物とは決定的に異なるのです。また「良く噛んで食べる」ことは全身の健康を守る上で非常に重要な効果がいくつもあります。

噛むことの効用を端的に表したのが、「ひみこのはがいてぜ」です。つまり

- ① ひ 肥満防止
- ② み 味覚の発達
- ③ こ 発音がはっきり
- ④ の 脳の発達
- ⑤ は 歯の病気予防

- ⑥ が ガンの予防
- ⑦ い 胃腸が快調
- ⑧ ぜ 全力投球

ということを表しています。

生活習慣病にはじまる様々な病気にかかれば、経済的にも身体的にも大変な損失です。毎日の食事の取り方を気をつけるだけでこれらの病気を予防するというのはみなさんには朗報ではないでしょうか？ 本稿ではしっかり噛んで食べるために必要な歯。その重要性を全身の健康から考えてみたいと思います。（次号に続く）



参考文献

- 1) 長崎新聞ウェブ版2013.7.3
- 2) カムカム大百科～歯科医から見た食育ワンダーランド～、岡崎好秀著 東山書房 2011
- 3) 平成23年歯科疾患実態調査、厚生労働省
- 4) 長崎県歯科医師会ホームページ

保 健 課 か ら の お 知 ら せ

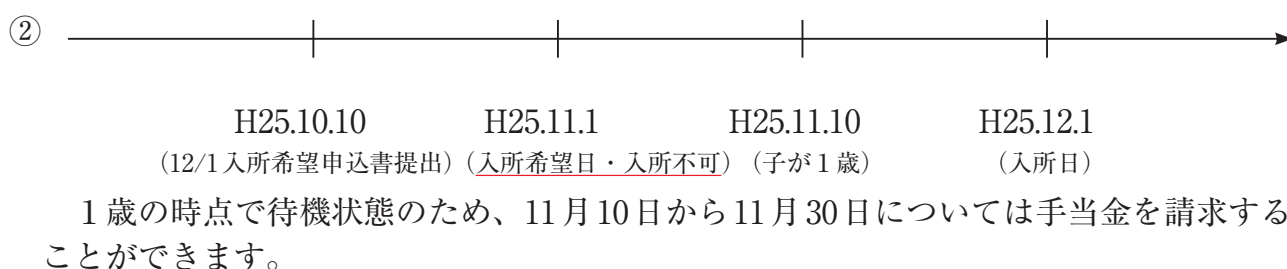
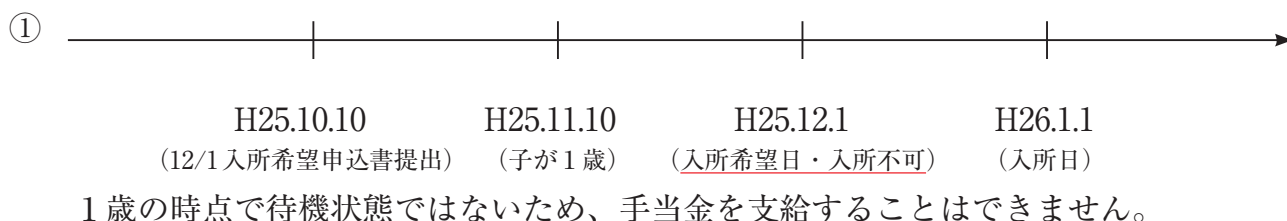
育児休業手当金の延長請求について

組合員が3歳に満たない子を養育するために育児休業をするときは、その子が1歳に達する日まで育児休業手当金が支給されます。なお、下記の1から5のいずれかに該当する場合は、当該子が1歳6か月に達する日までの期間につき育児休業手当金が支給されます。

1. 保育所における保育が実施されないこと（待機状態）
2. 養育を予定していた配偶者の死亡
3. 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等
4. 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居
5. 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等



<例>



医療機関等へ受診の際は、組合員証または組合員被扶養者証を必ず提示してください

組合員または被扶養者の方が保険医療機関等へ受診する際は、組合員証または組合員被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）を提示することにより、自己負担相当額を窓口で支払うこととなります。

しかし、組合員証等を窓口で提示せず保険医療機関等を受診した場合は、一旦医療費等の全額を負担することとなります。

日頃から携帯し、保険医療機関等へ受診の際は、必ず窓口で提示してください。

インフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います

共済組合では、インフルエンザ感染予防や発病時の重症化を防ぐことを目的として、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

助成を希望される場合は、次の項目にご注意いただき、請求を行ってください。

なお、請求手続き等詳細については所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせ願います。

1. 助成対象者

平成25年10月1日から平成26年1月31日までにインフルエンザ予防接種を受けた組合員及び被扶養者（地方公共団体からの助成を受ける者を除きます。）。

2. 助成額及び回数

年度内において1,500円を限度として1人につき1回の助成とします。ただし、インフルエンザ予防接種費用が1,500円に満たない場合は当該費用を助成します。

3. 助成金請求時の必要書類

助成金請求の際はインフルエンザ予防接種費用助成金請求書のほか、領収書（医療機関名、予防接種対象者の氏名、予防接種名（インフルエンザ予防接種と記入）、予防接種額及び領収日が明記されているもの。）が必要です。

なお、領収書のコピーでは受付けませんのでご注意ください。



お口のチェックを実施しています ～積極的に受診し、お口の健康づくりに取り組みましょう～

共済組合では、長崎県歯科医師会のご協力により、歯・歯組織疾患の予防、生活習慣病予防の意識啓発を目的として、組合員及び被扶養者（平成25年度に13歳以上（中学生以上）となる方）を対象にお口のチェックを実施しています。

長崎県内の共済組合が契約した歯科医院において受診が可能であり、歯の状況等を確認する口腔診査及び歯ブラシ、歯間ブラシ及びフロスを使用したブラッシング指導等の口腔衛生指導を受けることができます。

この機会に積極的に受診し、生活習慣病とも関わりのある虫歯や歯周病の予防、早期発見に役立てましょう。

なお、受診の申し込み等詳細については所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせ願います。

ドック、特定健康診査を受診し、健康状態を確認しましょう

ドックや特定健康診査は、ご自身の健康状態を把握するための重要な健診です。

今年度分のドック受診助成券や特定健康診査受診券の交付を受け、未受診の方は速やかに医療機関へ予約のうえ受診願います。

受診結果によっては、特定保健指導（医師・保健師・管理栄養士などの専門家から個人の健康レベルに合わせた指導を実施）を受けることとなりますが、6か月程度の期間を要しますので、ドック、特定健康診査は早めの受診を心がけましょう。

なお、特定健康診査は、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者を対象として実施していますが、以下の点にはご留意願います。

ここは注意

1. 今年度の特定健康診査については、平成25年4月1日時点で組合員及び被扶養者の資格を有する者が対象であり、年度途中で資格取得した組合員や扶養認定を受けた被扶養者は該当しません。
2. 被扶養者の認定取消日以降は特定健康診査を受診できません。

健康づくり講座を開催します

保健事業の一環として、組合員に対する生活習慣病対策、健康の保持増進及び生きがいある生涯健康生活の構築を目的とする「健康づくり講座」を所属所からの希望により実施しています。生活習慣病予防に関する講演、日常業務の中で取り入れる簡単な運動方法やメンタルヘルスに関する講演などの実施が可能です。

今年度の開催状況、実施予定は以下のとおりです。

実施所属所	開催日	講演内容
大村市役所	平成25年 7月26日	自席で出来る簡単ストレッチ ～肩こり・腰痛を軽減しよう～
東彼杵町役場	平成25年 8月27日	メンタルヘルス研修
大村市役所	平成25年10月16日	ストレスをためない暮らし方
壱岐市役所	平成25年10月29日	メンタルヘルス対策
対馬市役所	平成25年10月30日	働く人の新メンタルヘルス研修
平戸市役所	平成25年11月 6日	メンタルヘルス研修
松浦市役所	平成25年11月13日	メンタルヘルス研修
佐世保市役所	平成26年 1月16日	新任係長メンタルヘルス研修会

貸付事業のお知らせ

共済組合では、組合員の皆様が、電化製品などの生活必需物資や自動車を購入する場合などに臨時に資金を必要とする時などに貸付けを行っています。この制度では、給与からの天引きにより返済していただきますので、返済に係る手間がかからない上に、一部繰上や全部繰上も行うことができ大変便利です。（繰上償還に係る手数料はありません。）

金融機関等から借入れをお考えの方は、貸付事業のご利用をご検討ください。

普 通 貸 付	
貸 付 事 由	組合員が、車、家電等生活必需物資の購入のため臨時に資金を必要とするとき。（生活資金、借入金返済等は不可。）
借 受 資 格	組合員の資格を取得した日から貸付けを受けることができます。
貸付限度額	申込時の給料月額の6か月分に相当する金額（最高200万円）
貸付金の単位	1万円（最低5万円）
貸付利率※	年2.72%（特例）
償 還 方 法	・毎月元利均等償還 償還表により毎月一定の額を償還する方法（最長120月） ・ボーナス併用償還 ボーナス月に毎月償還額の3倍の額を償還する方法（最長72回）
申 込 締 切 日	毎月5日
貸 付 日	末日（12月は25日）
申 込 方 法	各所属所の共済組合事務担当課へ、下記の書類を提出してください。 ・貸付申込書（様式第1号の1） ・印鑑証明書 ・借入状況等申告書（別紙様式第1号） 他の金融機関から借入をしている場合は、その借入状況及び返済状況を確認できる書類を添付 ・見積書又は契約書（写し）

※貸付利率は固定ではありませんので変動する場合があります。財政融資資金利率の金利が一定の率を上回る場合、財政融資資金利率の金利に応じた変動金利により、貸付利率が設定されることになります。

※貸付利率には貸付債権共同保全事業に係る一部負担金（年0.06%）が含まれています。

【お願い】

「借入状況等申告書」にて、他の金融機関の借入状況の記載がなく、後日判明した場合は即時償還の対象となりますので漏れなく申告いただきますようお願いいたします。

貸付事業は、組合員の相互扶助を目的に、組合員の皆様が将来受けることとなる長期給付（年金）を財源として運営しております。

ご利用の際は、収入と支出のバランスを考えた返済計画を立ててご利用ください。

貯金事業のお知らせ

10月は積立額の変更月です

積立額は年2回（4月、10月）変更することができます。10月は積立額の変更募集月ですので、ぜひこの機会に積立額変更をご検討ください。

なお、積立額の変更を希望される方は各所属所の共済組合事務担当課へ下記提出書類をご提出ください。

◇提出書類：積立貯金変更依頼書

◇提出締切日：平成25年10月31日（木）

◇変更開始：12月の給料及びボーナス分から積立額が変更になります。

『共済積立貯金』で安心の暮らし

給料及びボーナスからの天引きですので、知らず知らずのうちに増えていきます！

○共済積立貯金の特徴

☆預金通帳やカードはございません。

☆年利0.60%（半年複利 税引後 年0.47%）

☆積立額は1,000円単位

☆払戻しは毎月2回

☆解約は毎月1回

☆加入してから1年を経過しないと払戻しができませんので、ご注意ください。



《積立貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール》

送 金 年 月	払 戻		解 約	
	提出締切日	送金日	提出締切日	送金日
平成25年11月送金	10月31日	11月15日	11月 5日	11月29日
	11月15日	11月29日		
平成25年12月送金	11月29日	12月13日	12月 5日	12月25日
	12月13日	12月25日		
平成26年 1月送金	12月27日	1月15日	12月27日	1月31日
	1月15日	1月31日		

※ 提出締切日までに共済組合へ必着するよう手続きしてください。

※ 払戻・解約請求については、共済組合に登録している登録印での請求となります。

※ 積立貯金に加入してから1年未満の方は払戻しできません。

※ 払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残額です。

遺族附加年金事業のお知らせ

平成26年度の新規加入と更新について

平成26年度の新規加入及び更新の申込募集については、11月から12月にかけて、募集の受付を行う予定です。

遺族付加年金は、組合員のみなさまに万一のことが起こった場合に、ご家族の生活の保障を行うもので、少ないご負担で大きな安心が得られる制度となっております。既に加入いただいている方につきましては、ご自身の生活環境に合わせて見直しをご検討いただき、未加入者の方につきましてはこの機会にぜひ新規加入をご検討ください。

※制度の詳細につきましては、更新時に配布するパンフレットをご覧ください。

被扶養者再認定調査へのご協力 ありがとうございました！

平成25年6月から行っておりました被扶養者再認定調査にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、今回の調査において、対象者のうち、就職した方又は収入が増加した方で認定取消しの申告をしていなかったため、さかのぼって認定を取り消す事例が多くありました。認定取消しが必要な方については、速やかに被扶養者申告書を提出し、併せて被扶養者証を返納願います。

なお、さかのぼって認定を取り消した場合は、認定取消日以後に被扶養者証を使用し、受診した分の医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

また、援助額の不足等により「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない方の被扶養者の認定を取り消す事例もありました。

平成24年10月発行の共済ながさきにてお知らせしましたとおり、同年10月から新たに被扶養者の認定要領を定めており、別居の被扶養者に係る援助額に関しては、

- ・ 3か月に1回（年4回）以上の援助があること。
- ・ 被扶養者の収入と援助額の合計が月に6万円以上あること。

が必要となりますので、援助額が確認できる書類（通帳の写し等）は全て保管し、調査の際にご提出ください。

なお、援助方法は送金が客観的に確認できるものとし、手渡し等は認められませんのでご注意ください。



【その他の手続きについて】

○氏名・住所変更について

組合員が氏名又は住所を変更した場合、所属所を通じて速やかに「氏名・住所変更届書」を提出する必要があります。また、添付書類として氏名変更ならば戸籍抄本、住所変更ならば住民票の写し等が必要となります。

○組合員証等の再発行について

紛失や破損により、組合員証等の再発行が必要になった場合は、所属所を通じて速やかに「組合員証等再交付申請書」を提出する必要があります。

なお、それまで使用していた組合員証等については共済組合へ返納していただくこととなりますので、各所属所の共済組合担当課へご提出ください。